平成２１年（フ）第１７８号
広島県尾道市向島町6672番地１
債務者　村上　　進
１　決定年月日時　平成21年12月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第１８３号
広島県三原市古浜３丁目５番８号
債務者　今井　鈴子
１　決定年月日時　平成21年12月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第１８４号
広島県尾道市因島重井町4947番地１　角恵アパート202
債務者　越田　　光
１　決定年月日時　平成21年12月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第１５７号
山口県岩国市車町３丁目15番６号
債務者　城　　君子
１　決定年月日時　平成21年12月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第３２号
愛媛県今治市南大門町４丁目３番地３、旧住所愛媛県今治市北宝来町１丁目５番地32
債務者　間　　浩史
１　決定年月日時　平成21年12月７日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２１年（フ）第１３６号
佐賀県唐津市養母田鬼塚２番19号
債務者　中島　康治
１　決定年月日時　平成21年12月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２１年（フ）第７４１号
大分市大字皆春392番地の１
債務者　丸小野真美
１　決定年月日時　平成21年12月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第７７８号
鹿児島県鹿児島市下福元町7480番地18
債務者　今村　松子
１　決定年月日時　平成21年12月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第１９３号
鹿児島県姶良郡姶良町西姶良１丁目38番Ｂ201号
債務者　塩出　　忍
１　決定年月日時　平成21年12月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第４７１号
秋田県男鹿市船越字一向67番地136
債務者　阿部　敬二
１　決定年月日時　平成21年12月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４７３号
秋田市牛島南１丁目16番13号　レオパレス東潟敷102
債務者　伊藤　敬宏
１　決定年月日時　平成21年12月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４４５号
福井県あわら市柿原第41号15番地
債務者　松本　理恵
１　決定年月日時　平成21年12月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４９６号
福井市渡町402番地　渡402―101号
債務者　辻　　祥子
１　決定年月日時　平成21年12月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５０８号
福井県あわら市二面68―１　青雲閣内、住民票上の住所青森県弘前市大字小比内５丁目４番地21
債務者　田沢　　衛
１　決定年月日時　平成21年12月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５１２号
福井県勝山市村岡町暮見第19号29番地１
債務者　前川美智子（旧姓川上）
１　決定年月日時　平成21年12月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５１７号
福井県勝山市芳野町１丁目７番37号
債務者　千秋　良輝
１　決定年月日時　平成21年12月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３３８号
長野県松本市奈川2294番地１
債務者　竹田原悠貴
１　決定年月日時　平成21年12月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第３７３号
長野県塩尻市大門八番町６番６号
債務者　山口　衛子
１　決定年月日時　平成21年12月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
長野地方裁判所松本支部